

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380003

研究課題名(和文) 叙任権闘争期における法概念の変動—ザーリアー朝の王権を対象として

研究課題名(英文) Development of the legal thinking during the Investiture Contest., especially under the Salic Kingdom

研究代表者

西川 洋一 (Yoichi, Nishikawa)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00114596

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：叙任権闘争期においては、王権は当時の聖職者の間において論争を通して高度化した法学的思考の成果を積極的に取り入れ、オットーネン期と比較して、かなり高度な法的議論を展開し始めた。実体的利害と理念の対立の先鋭化にともない、それに対して以前よりも明確な論拠と論理で対応する傾向が明確に見られる。このような法的な論拠は同時に皇帝権の権威の上昇と結びつき、ライヒの統合の強化の方向に機能する。かくして叙任権闘争期は直接的にシュタウフェン期における皇帝権の法的な制度化の歴史的基礎を作り出したのである。

研究成果の概要(英文)：The (chanceries of the) Salic emperors were influenced and have adopted the refined legal thinking that was the product of the theoretical and doctrinal debates among the clerics during the Investiture Contest. They began to utilize legal arguments and logic that was on a higher level than under the preceding Ottonian kingdoms. We can observe the tendency that the chanceries began to mobilize arguments and logic that were much more clearer than in the past in order to deal with the increasing intensity of the fierce conflicts in material interests and in religious ideas. These refined legal argumentation led also to the growth of the authority of the imperial power and contributed to the consolidation of the "Reich". In this way, the era of the Investiture Contest laid the intellectual foundation for the growing institutionalization and legalization under the Hohenstaufen monarchs.

研究分野：西洋法制史

キーワード：叙任権闘争 ザーリアー王権 カノン法

1. 研究開始当初の背景

(1)西洋中世法制史の中で、叙任権闘争時代が、西洋の法的伝統の形成のために決定的な意義を有していることは、広く法学界・歴史学界に受け容れられるようになった認識である。そしてすでに独仏の中世史・法制史研究においては、この時代の聖俗両権力の対立の中で、古代から伝承されてきた法的な素材に基礎を置く論拠がしばしば用いられるようになったことについて、多くの研究成果が蓄積されてきた。特に初期教会法学がこれまで想像されてきたよりもはるかに広い範囲にわたって影響を及ぼしていたことが少しずつ明らかにされつつある。

(2)ドイツ王権・皇帝権の構造と機能については、ザクセン王朝の王権の構造についての再検討が精力的に進められ、「ドイツ王国」を貴族層の人的ネットワークの複合体として捉える視角は一般的に受け容れられている。また申請者はこれまでシュタウフェン期について多くの研究を発表し、その時代における新しい発展について指摘した。

(3)ザクセン朝とシュタウフェン朝の中間に位置するザーリアー朝については、最近の研究の進展を前提とした、王権をめぐる法観念の研究はほとんど行なわれていない。もっとも最近ザーリアー期のそれぞれの王のもとでの集権化の進展が主張されており、興味深い仮説も出されているものの、依然として試論的性格が強く、さらに史料の厳密な検討が必要である。

2. 研究の目的

以上の二つの大きな研究史上の発展に立脚しつつ、叙任権闘争が展開したザーリアー朝における王権を中心とする法観念と法実務の発展を明らかにすることが、この研究の目的である。

申請者はこれまで、12世紀後半から13世紀にかけてのドイツにおける王権と法の間関係、13世紀を中心とした教皇権による立法の展開等、中世中期における法発展について多角的に研究を進め、とくに12世紀後半のフリードリヒ1世の治世における発展については、伝承しているその全国王証書の検討により、一定の見通しを得ることができた。この研究を一步古い時代に進めることが、本研究の目的である。これまで欠けていたハインリヒ5世期の国王証書347点の本文が(まだ批判的テキストではないものの)電子化された形で公開されたので、コンラート2世からシュタウフェン朝成立まで、国王証書にもとづく実証研究がある程度可能になった。これらの国王証書を網羅的に分析し、その中に

見られる法観念および法実務の変化について検討を加える。

3. 研究の方法

(1)ザーリアー朝を中心として、国王証書の中に見られる法的な観念の変化を検討する。「法的な観念の変化」の中には、従来の研究で一般に行なわれてきたローマ法源から借用された用語法やセンテンスのみならず、当時多く作成され始めた教会法令集に見られる用語法も含まれる。さらには(これは必ずしも容易ではないが)ローマ法、教会法を問わず、その中に見られる新しい法的論理の影響、さらには、裁判や特権授与等の法実務と、特に教会の法実務との関係も留意する。

(2)国王証書の中に法観念の変化が確認される場合、それがいかなる淵源に由来するものであるかを検討する。そのためには、叙任権闘争期の多様なパンフレット類、叙任権闘争期に多く作成された教会法令集に収録された教会法令を検討するほか、王権の周囲においてその政策や文書作成に影響を行使したと思われる聖職者を明らかにし、彼らがいかなる教養を持ち、またいかなる知的世界の中で活動していたのかを検討する。

4. 研究成果

(1)コンラート2世、ハインリヒ3世の時代については、ザクセン朝の皇帝書記局から出された文書に見られる法観念や法実務との間に必ずしも大きな変化は確認できなかった。王権の意義を強調する表現がより頻繁に見られる傾向があるようにも思われ、これは初期ザーリアー期に王権の集権化の傾向が見られたとするSteinwenterらの研究にも関連するのかもしれないが、証書の文章の中の法的表現、あるいは法的行為についての記述の仕方等においては、とくに大きな変化は見いだされなかった。また、ドイツに関わる証書には国王の主宰のもとでの裁判に関する詳細な記述が見られないのも、ザクセン王朝期と同様である。これは、王がザクセン王朝と同じく、必ずしも裁判という形で王国内の有力者と対峙することなく、しばしば儀礼的な行為によっても媒介される人的なインターアクションを通して王国を統合しようとしていたことを示しているものと思われる。

これに対する例外が、イタリアで作成された諸文書である。まず、コンラート2世はイタリアについてレーン立法を発する(1037年)が、これは決して一般的・永続的なレーン法を確定しようとしたものではなく、当時のイタリア王国において生じていた封建的貴族諸層の間の紛争を調停することを目的とするものであった。それにもかかわらず、北イタリアではランゴバルド王権以来の立法という法形式を用いたことは、アルプス以北の領域との大きな違いを示している。また

特権状においても、イタリアの法実務の影響を受けて、はっきりした法的手続に関する叙述がなされていることが多いが、この点も、ザクセン朝期の国王証書と基本的に変化はない。

(2)はっきりとした転回点を構成するのは、ハインリヒ4世期である。彼以降の時代の国王証書においては、多くのローマ法源由来の概念が出現するとともに、それらの表現は皇帝権力の至高性や高権的性格を強調する機能を与えられていることが確認される。さらに例えば、都市裁判権の行使における高権的なコントロールの強化を示唆する文言、フオークトと教会の間の権利関係についての立ち入った規律、*bellum publicum*のように、制度的な国家観が強まったことを示唆する用語法も見られる。

この点で特に重要な役割を果たした可能性があるので、ハインリヒ4世の国王書記局で書記として活動していたGottschalk von Aachenである。彼が文面を作成した証書の中には、多くのローマ法由来の用語が用いられて、王の地位が強調されている。

Gottschalk以外の書記たちが文面を作成した証書の中にも、このような観念にもとづき、王に対して平和と法を維持する職務を課すことで、王の至高の地位を強調しようとする傾向が強まる。このような証書を作成した書記の中に、イタリア人もしくはイタリアに長期間滞在していたと思われる者がいることは特徴的であるが、そのような者に限られるわけではない。すなわちハインリヒ4世の時代には、イタリアにおいて比較的流通していた法的な概念が、国王書記局の書記の間の交流を通じて、王権の周辺に広がってきたことが想定されるのである。このような発展が可能になったのも、王権の政治的視野が西ヨーロッパ大に拡大したことと関連しているものと思われる。

(3)更にこのような至高の皇帝権の観念を表現する概念や論理は、敵対者を弾劾する際に動員されることが多くなる。もとより、この時期においても「象徴的コミュニケーション」は重要な役割を果たしつつある。また、深刻な紛争が生じた場合でも、依然として王権においては相手との交渉を通して和解を求める傾向は強い。たとえば1086年から89年にかけてのマイセン辺境伯エクベルト2世との紛争においては、相手方を王国及び帝権の*manifestum hostem*として弾劾するが、他方で何度も和解の達成を目指したことが王権側の証書にも書かれている。しかしそれにもかかわらず、ザクセン朝期と比べると明確に、訴訟手続によって敵対者を屈服させるという志向が強まっている。叙任権闘争期の諸著作においては、敵対者の「誤り」を、様々なテキストの章句によって論証するという知的態度がはっきりと打ち出されるようになるが、国王証書の中でも、単に相手方を皇帝等に対する反逆者とするのみならず、(未

だ特定されることは少ないが)何らかの法規範に反したものとして非難する表現がみられるようになる。このようにして、ハインリヒ4世期以来先鋭化した紛争の高権的な解決の方向が明確に打ち出されていることは、注目に値する。

(4)さらに、王国内の有力者間の争いに対しても、それを王の主宰する裁判集会での訴訟手続によって解決するという考え方が正面から表現されるようになる。これらの裁判集会に関する証書上の記述は、ドイツにおけるそれであっても、ザクセン王朝期と比べると非常に詳細になり、また技術的になる。この傾向は、特にハインリヒ5世の時代に強まるように思われる。これが叙任権闘争を終息に向けようとする傾向と関係があるのかはわからないし、誰がこのような用語法を国王書記局で頻繁に用いたのかも不明ではあるが、後者の点は、書記が確定的に同定されればある程度明らかになる。

(5)このような高権的な決定を定式化するにあたって、同時代の初期カノン法学において現われる論理が採用されるのが確認できる。とりわけArenga等で、王の決定を、叙任権闘争期の初期教会法学で大きな役割を果たした*misericordia*によって基礎づけるケースが増大する。過酷な事態となるのを緩和する場合だけではなく、裁判を主宰する際にも、原告の主張を取り上げること*misericordia*の概念で弁証するようになる。これにより、王権・皇帝権は宗教的な色彩を再び帯びることとなるとともに、それが諸貴族や教会の自己に対する恭順を要求する根拠としても使われるわけである。これも、法学の影響を受けた諸観念がライヒの統合を強めるために用いられた一つの側面である。

これと関連して、この時代の教会法令集にしばしば見られる教会のヒエラルヒー的な観念が、国王裁判権の弁証に際して影響を与えた可能性が存する。すなわち裁判を自らの専権的な行為として表現する箇所が見られるが、ここには権力関係・権限関係が、初期の法律学の影響化で、以前と較べてより整理された形で把握されるようになったことを示している可能性がある。

(6)かくしてハインリヒ4世、5世の時期は、皇帝権の全ヨーロッパ的な視野の広がりに伴って、皇帝権の理解においても先進的な法的観念が重要な役割を果たすことになる。彼らを支持し、また彼らと敵対したいずれの側の聖俗有力者においても同様の発展がみられるのであり、制度化された権力行使というあり方が受け入れられることによって、激しい対立にもかかわらず、ライヒの統合は高まっていった。ザーリアー期を継いだロータール3世の治世については、それが短期にとどまり国王証書が必ずしも多くないこともあって、必ずしもその特徴ははっきりしない。しかし少なくともザーリアー期の展開は、シュタウフェン期において、王権の理念的正当化

と現実的な活動における様々な試みの開始と飛躍的な発展の基礎を築いたことは、今まで以上に明らかになったと考えられる。また、観念の変化を国制史の分析のために用いる可能性が明らかになったと言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

西川 洋一、学界展望< 中世中期のレーン制に関する研究動向——西洋法制史>、国家学会雑誌、査読無、Vol. 128, No. 5・6, 2015, pp.183-197.

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

西川洋一(NISHIKAWA, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号: 00114596

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: